

亶理町津波避難計画（案）について

1. はじめに

- ・亶理町津波避難計画（案）の内容については、専門部会を4回開催し、検討を実施した。
- ・第4回専門部会以降についても、庁内各課から意見等を反映し、一部内容の修正を行った。

2. 修正の概要

- ・主な修正箇所は以下のとおり。

頁	内容
P.3	・津波避難計画で記載している項目とその概要について、記載した。
P.15	・避難速度（徒歩、自動車）について記載した。
P.17	・本津波避難計画は、昼間、夜間に関わらず避難行動の元となることを明記した。
P.17	・各避難場所で収容しきれない場合の対応として、亶理高校、逢隈中学校を使用することを記載した。
P.17～18	・緊急時一時避難場所について、今後町にて整備を予定している施設を含め、具体的な場所を記載した。
P.18	・あぶくま西側と東側の境界を、荒浜小学校東側に変更した。
P.19～33	・各地区の避難方法について、それぞれ詳しく記載した。
P.34	・町民等の津波避難に関する行動のうち、避難の際の服装、非常持ち出し品の持参について記載した。
P.61	・避難路について、整備予定年度を記載した。

3. 亶理町津波避難計画（案）

- ・別紙資料参照

亘理町津波避難計画の特徴

1. 原則徒歩による避難としているが、地域特性や住民の意見を取り入れ、自動車での避難も考慮した津波避難計画である。 (津波避難計画 (案) P. 1)
2. 東日本大震災時の津波において浸水した区域を、津波浸水想定区域として設定している。 (津波避難計画 (案) P. 6)
3. 津波避難方法に関しては、昼間・夜間に関わらず避難行動の元となるものとしている。また、【昼間人口+観光客・復興事業者等】と【夜間人口】を比較し、人口がより大きい【夜間人口】を津波避難対象者として設定している。(津波避難計画 (案) P. 8、P. 17)
4. 津波避難先に関して、「避難所」、「避難場所」、「緊急時一時避難場所」を区分している。また、亘理町の地形的特徴を考慮し、徒歩避難者が避難する際に目標とする地点として、津波浸水区域外に「徒歩避難通過地点」を設定している。避難者は、徒歩避難通過地点到達後も、その先にある避難場所を目指して避難行動を継続します。
(徒歩避難通過地点という名称は、亘理町独自の設定) (津波避難計画 (案) P. 5)
5. 津波避難計画については、
 - ・避難の方向として「水平避難」、「垂直避難」を検討している
 - ・避難の手段として「徒歩」、「自動車」を検討し、それぞれの手段において時間内での避難が可能かどうかについてシミュレーションを実施している
 - ・行政区毎に、避難場所だけを示すのではなく、推奨される避難方法(手段・方向)も提示している(津波避難計画 (案) P. 14~16)
6. 行政区毎の避難方法については、出発地点から「徒歩避難通過地点」あるいは「緊急一時避難場所」を経て、避難場所に向かうそれぞれについて、推奨・想定される手段を提示している。 (津波避難計画 (案) P. 17~33)
7. 徒歩避難・自動車避難でのシミュレーションにおいては、亘理町での避難訓練(H25.6.9)でのアンケート調査結果や東日本大震災時の調査結果を考慮している。(津波避難計画 (案) P. 38~39、P. 57)
8. 津波避難計画については、今後も避難訓練等の実施・検証を行いながら、より実効性あるものにしていく。(本津波避難計画 (案)は、亘理町における津波避難の際の基本となる計画であり、今後適宜見直しを実施する) (津波避難計画 (案) P. 1、P. 4)